

資料4-1-4

環政評発第 1301112 号

平成 25 年 1 月 11 日

経済産業大臣 殿

環境大臣

(仮称) 蒲野沢ウインドファームに係る環境影響評価準備書
に対する環境大臣意見について (回答)

平成 24 年 11 月 1 日付け 20121101 商第 4 号をもって意見を求められた
標記について、別紙のとおり回答する。

(仮称) 蒲野沢ウインドファームに係る環境影響評価準備書に対する
環境大臣意見

本事業は、株式会社ユーラスエネルギーホールディングス（以下「事業者」という。）が青森県下北郡東通村において、総出力 33,000kW（定格出力 2,000kW～3,000kW 級風力発電機を最大 11 基）の風力発電所を新設する事業である。

対象事業実施区域周辺は、希少な猛禽類であるオオタカ、ミサゴ等の生息及びオジロワシ等の渡り又は越冬期における飛来が確認されている。

本準備書は、経済産業省資源エネルギー庁の風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱（平成24年6月6日）に基づき作成されたものであるが、平成24年10月1日に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第340号。以下「改正政令」という。）が施行され、風力発電所の設置又は変更の工事業の事業が、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の対象事業に追加されたことに伴い、改正政令施行以降は、経過措置により法に基づく準備書としてみなされている。このため、本事業に係る今後の手続については、法に基づいて行われることとなる。

1. 環境影響評価書の作成に当たっての全般的な留意事項について

環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、法、電気事業法（昭和39年法律第170号）及び「発電所の設置又は変更の工事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号。以下「主務省令」という。）に従い、必要な事項を遺漏なく記載すること。

特に、対象事業の目的及び内容、環境保全措置並びに事後調査については、具体的かつ詳細に記載すること。

2. 環境影響評価の項目の選定の再検討について

本事業に係る事業特性及び地域特性を適切に整理した上で、環境影響評価の項目の選定について再検討すること。

特に、「造成等施工による一時的な影響」については、水の濁りなどによる植物、動物及び生態系に及ぼす影響について十分検討すること。

また、「低周波音」、「生態系」及び「廃棄物等」についても選定項目とし、適切な環境影響評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

3. 環境影響評価の予測・評価結果の再検討について

主務省令において、評価に当たっては、環境への影響が「事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されているものであるかどうか」及び「環境の保全についての配慮が適正になされているかどうか」を検討することとされているが、本準備書において、上記の観点が反映されていない箇所が散見される。

このことから、評価書の作成においては、評価に係る根拠や経緯を明確にし、

科学的・客観的な予測・評価とするよう、全体的に記載を見直すこと。

4. 複合的な影響を踏まえた環境影響評価の実施について

対象事業実施区域周辺には、他社の風力発電所があることに加え、事業者の他の事業計画（（仮称）小田野沢Ⅱウインドファーム）が存在し、工事中及び供用時に騒音や低周波音、景観、動植物等への影響が複合的なものになるおそれがあることから、工事計画を含めた事業計画を具体的に整理し、必要に応じて、周辺における風力発電事業の計画等を踏まえ、環境影響評価を実施すること。また、複合的な影響のおそれが少ないと判断した場合においては、その理由について具体的に評価書に記載すること。

5. 騒音及び低周波音について

騒音及び低周波音については、現況の騒音及び低周波音を測定し、現況からの増分について予測及び評価を実施し、必要に応じて、環境保全措置を検討し、評価書に記載すること。

6. 動物及び植物について

（1）追加調査の実施について

動物及び植物の調査について、専門家への意見聴取を実施しておらず、調査が不十分であることが考えられるため、評価書の作成に当たっては、調査期間及び地点の設定等について、地域の動物及び植物の状況に詳しい専門家の意見聴取を行い、必要に応じて追加調査を実施すること。

（2）定量的な予測の実施について

動物及び植物の予測においては、重要な種の確認位置と改変区域を重ね合わせる等した上で、可能な限り定量的な手法を用いて予測を行うこと。

（3）環境保全措置及び事後調査の再検討について

（1）及び（2）に基づく調査及び予測の結果を踏まえ、環境保全措置を再検討すること。環境保全措置の再検討に当たっては、動物及び植物に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、風力発電設備等の配置等を含めて検討し、事後調査を確実に実施すること。

特に、対象事業実施区域で確認されている重要な植物について、個体の約67%が消失すると予測されている種については、生育地の改変の回避について十分に検討すること。

検討の結果、回避できない場合には、事前に専門家の助言を聴取した上で、個体の移植を確実に実施すること。また、個体の移植には不確実性があることから、事後調査の実施及び事後調査の結果を踏まえて検討すべき追加的な環境保全措置について、可能な限り具体的に評価書に記載すること。

さらに、本地域においては、希少な猛禽類や渡り鳥が確認されており、鳥類等の衝突に関する予測については不確実性が大きいことから、専門家の意見を踏まえ、事後調査を実施すること。

また、事後調査の実施手法及びその結果を踏まえて検討すべき環境保全措置

について、例えば、渡来期の稼働制限等を含めて、可能な限り具体的に評価書に記載すること。

併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、関係機関への連絡及び死亡・傷病個体の搬送並びに関係機関による原因分析への協力を行うとともに、広く情報を共有することで、より良い風力発電施設の在り方について、事業者を含めた関係者が検討できるよう努めること。

7. 事後調査結果の公表について

事後調査の結果を公表すること。また、事後調査の結果に応じて、追加的な環境保全措置を実施した場合は、その結果を公表すること。